

議案第 2 1 号

石川県立学校条例の一部を改正する条例の 施行期日を定める規則の制定等について

1 提案理由

県立あすなろ中学校の設置に伴い、関係規定を整備する必要があるため

2 関係規定

- (1) 石川県立学校条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定
- (2) 石川県教育委員会事務局等組織規則の一部改正
- (3) 夜間中学開設準備室廃止に係る告示

3 概要

- (1) 県立あすなろ中学校を規定する石川県立学校条例の施行日を令和 6 年 8 月 1 日とする
- (2) 県立あすなろ中学校の設置に伴い、事務局の事務分掌を整理
- (3) 夜間中学開設準備室を廃止する

4 制定案

別添資料

5 施行年月日

令和 6 年 8 月 1 日

(室廃止の告示については、令和 6 年 7 月 3 1 日)

石川県立学校条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和六年七月三十日

石川県教育委員会

石川県教育委員会規則第 号

石川県立学校条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

石川県立学校条例の一部を改正する条例（令和六年石川県条例第二十三号）の施行期日は、令和六年八月一日とする。

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月二十日

石川県教育委員会

石川県教育委員会規則第 号

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和四十年石川県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。
第五条の表学校指導課の項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とする。

附 則

この規則は、令和六年八月一日から施行する。

改正後（案）

現行

（分課の分掌事務）		（分課の分掌事務）	
第五条 本庁各課の分掌事務は、次のとおりとする。		第五条 本庁各課の分掌事務は、次のとおりとする。	
分課名	分掌事務	分課名	分掌事務
企画調整室	(略)	企画調整室	(略)
庶務課	(略)	庶務課	(略)
教職員課	(略)	教職員課	(略)
学校指導課	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育の指導助言に関すること。 2 特別支援学校の就学事務及び就学義務児童生徒に対する就学の猶予、免除及び督促に関すること。 3 県立学校入学者選抜に関すること。 4 学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。 5 産業教育、科学教育、へき地教育及び特別支援教育等に関すること。 6 人権教育に関すること。 7 教科書その他の教材に関すること。 8 就学援助費補助金に関すること。 9 教育研究団体に関すること。 10 教育関係職員等の研修の総合企画調整に関すること。 11 石川県教員総合研修センターの管理運営に関すること。 12 いしかわ師範塾の管理運営に関すること。 13 全国高等学校総合文化祭に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育の指導助言に関すること。 2 特別支援学校の就学事務及び就学義務児童生徒に対する就学の猶予、免除及び督促に関すること。 3 県立学校入学者選抜に関すること。 4 学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。 5 産業教育、科学教育、へき地教育及び特別支援教育等に関すること。 6 人権教育に関すること。 7 教科書その他の教材に関すること。 8 就学援助費補助金に関すること。 9 教育研究団体に関すること。 10 教育関係職員等の研修の総合企画調整に関すること。 11 石川県教員総合研修センターの管理運営に関すること。 12 いしかわ師範塾の管理運営に関すること。 13 夜間中学の開設準備に関すること。 14 全国高等学校総合文化祭に関すること。 	

生涯学習課	文化財課	保健体育課
(略)	(略)	(略)

生涯学習課	文化財課	保健体育課
(略)	(略)	(略)

石川県教育委員会告示第 号

石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和 40 年石川県教育委員会規則第 5 号）第 15 条第 1 項の規定により設置した夜間中学開設準備室は、令和 6 年 7 月 31 日限り廃止した。

令和 6 年 8 月 日

石川県教育委員会